

奈 企 第 3 5 7 号

令和8年7月24日

奈良市監査委員 東 口 喜代一 様
同 寺 川 拓 様
同 植 村 佳 史 様
同 樋 口 清二郎 様

奈良市長 仲 川 元 庸

包括外部監査の結果に対する措置状況について（通知）

奈良市包括外部監査人より提出があった「包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、当該監査の結果に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

令和２年度包括外部監査「水道事業及び下水道事業等に関する財務事務について」の結果に対する措置状況について

第３ 包括外部監査の結果及び意見

２ 経営戦略

（３）結果及び意見

② 下水道事業について

【結果３】

下水道事業について、経営戦略の策定、ストックマネジメントの導入を実施する必要がある。

（経営企画課）

【監査結果】

現在、令和２年度内の完成を目標として経営戦略を策定中であるが、監査対象年度までに経営戦略は策定されていない。また、ストックマネジメントは、令和３年度以降に実施する予定となっており、監査対象年度までにストックマネジメントは導入されていない。このような状況においては、中長期的な下水道事業の課題を把握することが困難であるばかりか、事業遂行に必要となる投資判断が適切に行えず、経営の意思決定を誤るおそれがある。

将来的に下水道事業を継続的に事業遂行できるようにするためにも、必要となる経営戦略の策定、ストックマネジメントの導入が必要である。

【措置の内容】

令和７年１２月１５日に、経営戦略と統合して策定した「奈良市下水道事業中長期計画 VISION2031」を奈良市企業局ホームページ上で公表しました。

本計画では、ストックマネジメント計画を反映した投資・財政シミュレーションを作成し、管渠及び施設の効率的かつ計画的な更新投資と維持管理を図る経営戦略を策定しました。

第３ 包括外部監査の結果及び意見

２ 経営戦略

（３）結果及び意見

② 下水道事業について

【結果 4】

策定中の経営戦略がストックマネジメントを反映した計画となっていない。ストックマネジメントを反映させ、経営戦略を精緻化させる必要がある。

(経営企画課)

【監査結果】

上述のように、奈良市企業局におけるストックマネジメントは、令和 3 年度以降に実施する予定である。従って、令和 2 年度に策定予定の下水道事業の経営戦略は、ストックマネジメントの結果を利用せずに策定することとなる。しかしながら、下水道施設全体の中長期的な施設状態を予測しながら維持管理、改築を一体的に捉えて計画的・効率的に管理するためには、ストックマネジメントの実施が必要である。

ストックマネジメント実施後は、再度経営戦略を精緻化させることが必要である。

【措置の内容】

令和 7 年 12 月 15 日に、経営戦略と統合して策定した「奈良市下水道事業中長期計画 VISION2031」を奈良市企業局ホームページ上で公表しました。

本計画では、ストックマネジメント計画を反映した投資・財政シミュレーションを作成し、管渠及び施設の効率的かつ計画的な更新投資と維持管理を図る経営戦略を策定しました。

第 3 包括外部監査の結果及び意見

3 決算

(3) 個別の会計処理

② 共通して発生する間接費について

(イ) 複数のセグメントに共通する間接費について

イ 結果及び意見

【結果 7】

水道事業会計内の複数のセグメントに共通して発生する一部の費用が、全額、水道事業セグメントに配賦されている。合理的な基準に基づき、その他のセグメントにも配賦する必要がある。

(企業財務課)

【監査結果】

水道事業会計について、例えば、以下の費用は各セグメントに共通して発生することが想定されるが、全て水道事業セグメントに配賦されている。この結果、都祁水道事業セグメントと月ヶ瀬簡易水道事業セグメントの赤字が縮減され、水道事業セグメントの利益が減額されていることになる。費用収益対応の原則に従い、各セグメントに共通して発生する費用については、合理的な基準に基づき、それぞれのセグメントに配賦する必要がある。なお、一旦定めた配賦の基準は、継続性の原則（地方公営企業法施行令第9条第5項）から、みだりに変更することは禁止されており、会計規程に配賦基準を定めることが望まれる。

・ 減価償却費

事務所用建物は、水道事業会計と下水道事業会計の両方で使用されており、水道事業内ではさらに3つのセグメントで使用されている。しかし、事務所用建物に係る減価償却費の全てが、水道事業会計の水道事業セグメントに配分されている。それぞれのセグメントで使用しているフロアの面積割合等（面積が明確に分からない場合は、下記に記載の人件費と同様の割合を使用することも考えられる。）により、配賦することが望ましい。

・ 人件費

人件費のうち、下水道事業を行う下水道事業課の人件費、都祁水道事業及び月ヶ瀬簡易水道事業の業務を実施する広域官民連携室（事業部の送配水管理センターの下部組織）の人件費以外については、管理部署である経営部の人件費を含め、全て水道事業セグメントに配分している。人件費総額などの基準により、各セグメントに配賦することが望ましい。

（表省略）

【措置の内容】

都祁水道事業セグメント及び月ヶ瀬簡易水道事業セグメントに係る維持管理等の運営は、段階的に委託業務範囲の拡大を進めており、令和8年6月には、令和8年11月から365日24時間監視及び緊急時対応等を委託業務に加えることを決定しました。

それにより、常態的に職員が実地業務に携わることを要しなくなり、水道事業セグメ

ントが負担していた都祁・月ヶ瀬セグメントの共通経費は、それぞれのセグメントに配賦することなく、都祁・月ヶ瀬セグメントの収益を獲得するための直接費用として、当該セグメントの委託料に直課することとなりました。

第3 包括外部監査の結果及び意見

6 財産管理

(1) 固定資産管理

③ 取得

(イ) 建設仮勘定

【結果 11】

工事の実施設計を行ったものの、長期間にわたって工事が行われていない案件がある。今後の対応を検討する必要がある。

(下水道事業課)

【監査結果】

奈良市下水道事業会計において、平成 25 年度に支出した実施設計業務委託（834,792 円）について、一部の住民の反対により当該工事が実施されていない。当該委託業務は、下水道事業を一般部局の特別会計で運営していたときに、工事の実施可能性を十分に考慮しないままに支出されたものであるが、奈良市企業局へ反対住民の情報が引き継がれず、接触すべき反対住民が特定できないことが要因で、5 年以上もの間、解決に向けた取組が行われていない。過去の支出を無駄にしないためにも、早急に反対住民を特定して接触し、工事を進める必要がある。

仮に工事計画の中止を決定した場合は、地方公営企業会計基準に従い、適切に会計処理する必要がある。

なお、奈良市企業局発足後は、工事の実施可能性を十分に考慮して実施設計を行っているため、長期間にわたって工事が行われていない案件は発生していない。

【措置の内容】

令和 7 年度に最終的な地元の意思を確認し、利害関係者全員の同意を得ることは不可能と結論し、令和 7 年 12 月 17 日付で工事中止を意思決定しました。また、同日付けで会計処理（特別損失）しました。